

モバイル学会誌等のインターネット公開に関する規則

2014年9月20日 制定

(目的)

第1条

本規則は、モバイル学会（以下「本学会」という。）が発行するモバイル学会誌およびシンポジウム論文集、研究会資料などの図書、文献、資料等（以下「モバイル学会誌等」という。）を本学会会員および一般の方々の利用に供するためのインターネットなど情報通信技術を活用した公開（以下「インターネット公開」という。）の規則を定めるものである。

(定義)

第2条

「インターネット公開」とは、本学会が発行するモバイル学会誌等を、本学会ホームページもしくは本学会が承認した Web サイトを介して、本学会会員および一般の方々への閲覧・ファイルコピーなどの利用に供することをいう。

(方針)

第3条

インターネット公開は、本学会会員のみならず一般の方々にも行うことを基本方針とする。ただし、出版活動を阻害することのないように配慮する。

(インターネット公開の区分とルール)

第4条

インターネット公開の区分を次のとおりとする。ただし、当該委員会において例外扱いとしてのものはその限りでない。

(1) 限定公開

著作権者もしくは本学会がインターネット公開の取り扱いを限定したものをいう。当該資料の利用にあたってはモバイル学会誌編集委員会の許可を必要とする。

(2) 一般公開

モバイル学会誌等が発行されてから1年を経たものについては、原則として本学会会員ならびに一般の方々にもインターネット公開する。ただし、題目、著者名、概要についてはその限りでない。

(インターネット公開の仕組み)

第5条

本学会ホームページもしくは本学会が承認した Web サイトでインターネット公開を行う。具体的にはトップページのメニューからリンクしたページに対象となるモバイル学会誌等の一覧と検索の仕組みを用意し、必要な論文はイメージスキャンされた PDF ファイルでダウンロードできるも

のとする。ただし、ダウンロードされた PDF ファイルには使用上の制限を設け、閲覧・印刷のみ可能とし、テキストや画像の抽出、書き込みや加工などは不可とする。

(公開の周知と著作権の処理)

第6条

インターネット公開にあたっては、事前にモバイル学会誌や本学会ホームページなどで周知をはかる。著作権はモバイル学会の「著作権譲渡書内(2)項」が適用される。

2 著作権の本学会への委譲が確立していない時期(2006年以前)のシンポジウム論文集、研究会資料などの図書、文献、資料等については、現規程に準ずるものとするが、申し出があれば、非公開とするなどの措置を取る。

(担当委員会)

第7条

本事業の担当委員会は、モバイル学会誌編集委員会とする。

(規則の変更)

第8条

この規則の変更は、理事会において行う。

附則

(2014年9月20日 理事会議決) この規則は、2014年9月20日から施行する